

令和 5 年度主な事業の実施状況

【CO₂(二酸化炭素)排出抑制に配慮した環境活動促進事業】

当管内ではこれまで「より良い環境づくり」の一環として、地域住民参加のクリーンアップ事業を主として実施してきたが、平成 26 年度からはクリーンアップと並行して小学校 4 年生を対象とした実験機材を用いた環境学習会を開催し、幼少期からの環境意識の醸成を図ってきた。

令和 2 年度からは、新たに家庭で出来る地球温暖化防止（節電など）について学習内容に取り入れ、「二酸化炭素排出抑制に配慮した環境活動」を意識付けすることで、カーボンニュートラル（二酸化炭素の排出を実質ゼロにする）の推進を図っている。

【今年度の取組状況】

○ 原則小学校 5 ～ 6 年生を対象とし、管内小学校 3 校で環境学習会を開催した。

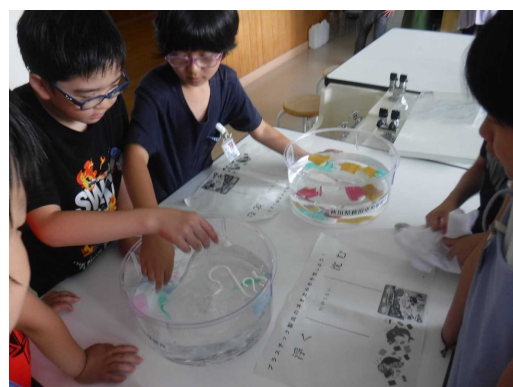
学校名	実施日	対象児童
潟上市立大豊小学校	7 月 20 日	4 年生 29 名
男鹿市立脇本第一小学校	12 月 20 日	5 年生 22 名
井川町立井川義務教育学校	1 月 18 日	6 年生 23 名

実験機材を用いて風力・水力・火力での発電体験を実施することで、環境と関連するエネルギーについて考えてみたり、海からの漂着したプラスチック（事前洗浄済）などを真水や濾過海水の中に入れその様子を見ることなどにより、「海のごみ」がいかに環境破壊につながっているのかを理解してもらうことができた。

環境学習会数日後に実施したアンケート調査では、89%の児童が環境学習会による「初めての気づきがあった」、100%の児童が「参考になった」との回答があったことなどから、児童への環境保全意識の啓発を図ることができたと思われる。



実験風景（水力発電）



実験風景（海のごみ）

令和 6 年度重点事業の紹介

(地域振興局地域施策推進事業より)

【現状と課題】

- ひきこもり当事者が社会参加を目指すためには、県民一人ひとりが互いに個性を尊重し支え合う地域社会づくりが必要。
- 環境問題に関心を持ち、「CO₂排出抑制に配慮した行動」に繋げるためには、幼少期から環境意識を醸成し、家庭での取組をひろげることが必要。

【令和 6 年度取組】

I 誰もが住みやすい環境づくりの推進

- あらゆる差別のない多様性にみちた社会づくりの推進
 - ・ 市町村等と連携したひきこもり支援体制の整備
 - ・ 関係機関と連携した依存症対策支援体制の構築
- 環境保全に関する意識醸成と県民との協働による環境保全活動展開
 - ・ 小学校高学年を対象とした、機材を用いた発電実験等を行う体験型環境学習会の開催

秋田地域振興局福祉環境部 令和5年度事業の実施状況

○ 福祉環境部主要事業	1
○ 企画福祉課	3
○ 健康・予防課	10
○ 環境指導課	18

令和５年度 福祉環境部の主要事業

【重点推進事項】

- １ 誰もが住みやすい環境づくりの推進
 - あらゆる差別のない多様性にみちた社会づくりの推進
 - ・市町村等と連携したひきこもり支援対策の推進
 - 環境保全に関する意識醸成と県民との協働による環境保全活動展開
 - ・小学校高学年を対象にした実験機材を用いた環境学習会の開催

【保健・医療・福祉】

- １ 健康づくり事業の推進
 - 第2期健康秋田21計画の最終評価から第3期計画策定の年度であることから、関係機関と情報を共有し、県民への普及啓発に努める。
- ２ 感染症予防対策の推進
 - 感染症の発生予防のため正しい知識の普及啓発及び発生時における感染拡大防止に努める。
- ３ 精神保健福祉施策の推進
 - 精神障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、精神疾患に対する正しい知識の普及や、早期発見・治療を進める体制の整備・充実に図り、支援する。
- ４ 社会福祉施設等への支援
 - 所管する社会福祉施設に対して、必要な助言指導を行い、適正な施設運営を確保する。
- ５ 生活保護の適正実施と生活困窮者に対する支援の提供
 - 要保護者に対する生活保護制度の周知に努めるとともに、個別ニーズに対応した訪問活動を実施する。また、生活困窮者の早期発見に努め、関係機関と連携し個々に合った支援の提供を行う。
- ６ 保健・医療・福祉等のサービス供給体制の充実
 - 保健・医療・福祉、衛生・生活環境に係る各種施策の総合的な推進に関する事項の協議を行い、地域の特性や実情に即したサービス供給体制の整備を図る。

【生活環境】

- １ 廃棄物処理施設等の監視指導
 - 廃棄物の適正処理を図るため、廃棄物処理施設等の監視指導を行う。
- ２ 工場・事業場に対する立入検査及び監視指導
 - 水質汚濁防止法、大気汚染防止法等公害関係法令に基づき、工場・事業場の立入検査及び監視指導を行う。

3 食品衛生監視指導の強化

秋田県食品監視指導計画に基づく重点監視対象施設等について監視指導を推進するとともに、特別監視期間を定めて効率的な監視指導を実施する。

4 食品衛生自主管理の推進

食品営業施設における自主的衛生管理を組織的に推進するため、食品衛生協会や食品衛生推進員の活動を支援し、H A C C Pに沿った衛生管理の導入、実施に向けた指導を行う。

令和５年度 企画福祉課 事業計画

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和6年2月末実績】
【調整・障害者班】 企 画 調 整	1 ～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン	～大変革の時代～新秋田元気創造プランの推進 「健康・医療・福祉戦略」 ・施策４：誰もが安全・安心を実感できる地域共生社会の実現 「未来創造・地域社会戦略」 ・施策５：脱炭素化の実現を目指す地域社会の形成	主な取組 ・ひきこもり状態にある方 やその家族への支援 ・小学生を対象とした環境 学習会の開催
	2 保健医療福祉協議会	地域における保健、医療、福祉、衛生及び生活環境に関する施策の総合的な推進について協議するため、秋田地域保健医療福祉協議会及び各専門部会を開催する。（各１回）	・協議会：集合形式での開催 はせず、報告のみ ・地域医療推進部会：中止 ・救急・災害医療検討部会 ：R6.3.7 ・献血推進部会：R6.2.15
広 報	1 各種情報の提供	県の公式Webサイト「美の国あきたネット」を通じて、部の事業概要や各種相談窓口等について周知を図る。	随時更新
統 計	1 人口動態統計	人口動態統計事象（出生、死亡、死産、婚姻、離婚に関わる事項）を把握し、人口及び厚生行政施策の基礎資料を得る。（オンラインシステムにより市町村から受理した調査票データを審査し、県主管課に報告。）	事象発生月の翌月２５日までに県主管課に毎月報告
	2 各種報告	（１）地域保健・健康増進事業報告（５月） （２）衛生行政報告例（４月）	・地域保健・健康増進事業 報告（５月） ・衛生行政報告例（４月）
	3 国民生活基礎調査	厚生労働行政の企画及び立案に必要な基礎資料を得るため、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査する。 ・大規模調査：３年毎に実施（直近はR４年に実施） ・簡易調査：大規模調査実施年の中間の各年に実施 ・R５年度：簡易調査年だが、管内は調査該当地区なし。	実施なし
	4 出生動向基本調査 (国立社会保障・人口問題研究所)	新たな世代の結婚・出生行動、意識を詳細かつ正確に把握し、関連諸施策を立案・策定するための基本調査。 ・５年毎に実施 ・R５年度：調査非該当年	実施なし

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和6年2月末実績】
学 生 実 習	1 医学生実習	秋田大学医学部医学科3年 43名（9月）	R5.9.20 30名 R5.9.21 13名
	2 保健師養成課程実習	保健師養成課程 ・秋田看護福祉大学看護科4年 4名（5月） ・秋田大学医学部保健学科4年 4名（7月） ・日本赤十字秋田看護大学4年 7名（9月）	・秋田看護福祉大学 4名 （R5.5.29-6.2） ・秋田大学（中止） ・日本赤十字秋田看護大学 7名（R5.9.4-9.6）
	3 管理栄養士養成課程実習	管理栄養士養成課程 ・仙台白百合女子大学4年 2名（9月） ・宮城学院女子大学3年 1名（9月）	・仙台白百合女子大学2名 ・宮城学院女子大学1名 （いずれもR5.9.4-9.8）
	4 社会福祉系学生実習	・受入依頼なし	なし
	5 インターンシップ	・受入依頼なし	なし
高 齢 者 福 祉・ 介 護 保 険	1 施設の許認可等	介護保険法や老人福祉法に基づく施設開設の許認可等を通じて、介護保険サービスの基盤拡充や質の強化を図る。	
	2 敬老祝い品進呈事業	・老人の日記念百歳の高齢者に対する祝い状及び記念品贈呈（国事業） 老人の日の記念行事として年度内に百歳を迎える高齢者に対し、内閣総理大臣から祝い状及び記念品を贈呈し長寿を祝う。（9月）	贈呈対象者 45名 （9月）
医療・介護・福祉連携	1 市町村の取組支援	・地域包括ケアシステム構築に向けた市町村の取組を支援する。 市町村が開催する協議会・研修会等への出席（随時）	なし

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和6年2月末実績】
社 会 福 祉 法 人	1 運営等に関する助言・指導	所管の社会福祉法人（14法人）について、適正な法人運営と社会福祉事業の円滑な経営を確保するため、定款変更の認可や指導監査を通じて、必要な助言・指導を行う。	
バリアフリー社会の形成	1 人に優しいまちづくりの推進	・バリアフリー条例適合施設の認定（随時） ・障害者等用駐車区画利用者証の申請受付（随時）	適合証交付 0施設 申請受付 46件
障 害 児 者 福 祉	1 障害者総合支援法に基づく事務・事業の円滑な推進等	（1）障害福祉関係事務指導監査等実施要綱に基づき、管内町村に対し障害者総合支援給付支給事務等に係る指導監査を実施する。 （2）管内市町村の依頼により手話通訳員の調整並びに手話通訳員の派遣を行う。また、広域的派遣など秋田県が実施する意思疎通支援について、依頼により手話通訳員を派遣する。 （3）障害者社会参加総合推進事業 精神保健福祉に関し、地域住民の理解を深めながら、障害者が社会の構成員として地域の中で共に生活し、また、社会参加を通じて生活の質の向上を図ることができるよう、以下の事業を実施する。 ①障害者に対する正しい知識の普及啓発事業 ・当事者やその支援者等に対する学習会の開催 ・街頭キャンペーン等における精神相談日周知のためのポケットティッシュの配布 ・関連会議における精神相談日周知のためのリーフレットの配布 ・市町村に精神相談日の広報への掲載を依頼 ②レクリエーション教室事業 （4）精神障害者地域生活支援広域調整会議等事業 精神障害者の地域移行支援に係る体制整備のための調整業務を行うことを目的とし、「秋田周辺精神障害者地域移行・地域定着推進協議会」を開催する。 委員 17名 協議会の開催 年1回 （5）県民向け手話教室 県民の聴覚障害に対する理解を深めるとともに、手話の普及啓発を図るため、手話に親しみ、簡単な手話を学べる手話教室を開催する。 ・一般県民向け手話教室 ・小学生向け手話教室 ・企業等向け手話教室	・指導監査 五城目町5. 11. 27 大潟村5. 11. 28 依頼件数 ・男鹿市 34件 ・潟上市 97件 ・五城目町 20件 ・八郎潟町 25件 ・井川町 0件 ・県 28件 計204件 ・R5. 11～R5. 12 （リーフレットを配布） ・開催なし ・協議会 R6. 2. 20開催 ・一般県民向け手話教室 1回 （6. 2. 17当部大会議室） ・小学生向け手話教室 24校 ・企業等向け手話教室 2事業者

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和6年2月末実績】
精 神 保 健 福 祉	1 精神保健福祉相談	老人精神保健やアルコール・思春期関連や心の健康づくりなどの問題で悩んでいる当事者やその家族に対し、精神科医が相談・助言を行う。 ・精神科医による相談 日時 毎月第1金曜日 午後1時30分から午後3時まで 場所 秋田中央保健所 担当 猪股 良之 医師 日時 毎月第3火曜日 午後1時30分から午後3時まで 場所 男鹿市役所 担当 稲庭 千弥子 医師 ・保健師による相談 随時	開設日数10日 ・所内 4日、所外 6日 相談延人員13名 相談内訳 心の健康づくり 7件 高齢者精神保健 2件 その他 4件 相談延人数 212名 相談内訳（訪問含む） 心の健康づくり 31件(延) ひきこもり 25件(延) その他 156件(延)
	2 組織育成等	障害者地域活動支援センターへの支援 特定非営利活動法人「よつば」のケース検討会への参加 日時 毎月第2木曜日、午後3時から午後4時 場所 特定非営利活動法人「よつば」 参加者 嘱託医(杉山和 医師)、指導員、保健所職員	参加回数 5回
	3 精神保健福祉事務	障害者総合支援法及び精神保健福祉法に基づき、関係機関と連携を図りながら適正な事務処理を行う。 また、市町村における精神保健業務が適正に実施されるよう支援・協力する。 ・自立支援医療（精神通院医療）の申請受理・支給認定 ・精神障害者保健福祉手帳の申請受理・交付 ・医療保護入院届・定期病状報告、その他精神保健福祉法に基づく届出・報告受理 ・精神障害者台帳管理 ・保護申請や通報対応	・障害者自立支援受給者証 支給認定件数 6,178件 ・手帳交付件数 1,904件 ・通報受理件数 12件 (うち要措置 7件)
	4 精神科救急医療体制整備事業	秋田県精神科救急医療体制整備事業実施要綱に基づき、秋田周辺精神科救急医療圏における精神科救急医療体制等について協議する。	地域連絡調整会議 R5.11.16(出席委員22名)
	5 社会とのつながり支援（職親）事業	一般企業や事業所の協力を得て、ひきこもり状態にある当事者に対し、外へ出るきっかけとなる社会参加（就労体験）の機会を提供することで、社会適応性の向上及び生活リズムの構築等を図り、ひきこもり状態の改善を支援する。 管内の登録事業所数：4事業所	1事業所で2名が利用

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和6年2月末実績】
精 神 保 健 福 祉	6 心の健康づくり・自殺予防対策事業	地域住民の心の健康づくりや自殺予防対策を推進するため、関係機関等との連携を図りながら、正しい知識の普及啓発や心の健康づくりを担う人材の養成及び地域での実践活動への支援を行う。 (1) 普及・啓発事業 ・自殺予防ネットワーク研修会の実施 ・こころはればれ通信の発行及び配布 ・ゲートキーパー養成講座への講師派遣 ・ふきのとうホットライン（県内相談機関の一覧）の配布（医療機関、薬局、市町村） ・自殺予防街頭キャンペーンの実施 (2) 市町村支援 ・市町村心の健康づくり・自殺予防担当者会議の開催 ・市町村メンタルヘルスサポーター地域懇談会への参加 ・市町村自殺対策計画策定（評価）委員会への参画 (3) 関係機関との連携 ・自殺未遂者支援関係者会議 ・心の健康づくり・自殺予防ネットワーク推進会議 (4) その他 ・支援対象事案情報提供対象者への支援	・自殺予防ネットワーク研修会 R5. 11. 30（参加者34名） ・こころはればれ通信 第76号発行（R5. 11. 15発行） ・街頭キャンペーン R5. 5. 24（五城目町） R5. 9. 12（男鹿市） R5. 9. 12（大潟村） R5. 12. 1（潟上市） R6. 3. 1（井川町） ・管内担当者会議 R5. 6. 22 ・自殺未遂者支援関係者会議 R5. 12. 12 ・心の健康づくり・自殺予防ネットワーク推進会議 R5. 12. 12
各種手当・医療給付		(1) 心身障害者扶養共済（※対象：秋田市、男鹿市、潟上市、南秋田郡） ・心身障害者扶養共済の申請受理 ・年金の支給 ・弔慰金、脱退一時金の支給 ・掛金の徴収 ・受給者の現況調査 ・加入者の現況調査 ・加入者の減免調査 ・掛金払い込み証明書の発行 ・台帳管理 ・未収金管理 など (2) 特別障害者等手当（※対象：南秋田郡） ・特別障害者等手当申請受理・障害調査・認定・交付 ・手当の支給（5月、8月、11月、2月） ・厚生労働省報告第25表（毎月25日まで） ・所得調査 ・台帳管理 など	・受給者 126人 ・加入者 85人 ・受給資格者（支給停止者含） - 障害児福祉手当 2人 - 特別障害者手当 24人 - 経過福祉手当 1人 - 計 27人

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和6年2月末実績】
【児童・生活保護班】 児童福祉・健全育成	1 要援護者に対する処遇の充実	(1) 地域、学校をはじめとする関係機関との連携により、要援護者の早期発見に努め、処遇の充実を図る。 (2) 市町村要保護児童対策協議会への参加等により、要援護者の早期発見並びに処遇の充実を図る。 (3) 家庭児童相談室の運営強化を図る。	・巡回児童相談 湯上市・南秋田郡地区 1回 ・相談件数 15件
母子父子寡婦福祉	1 要援護者に対する処遇の充実	地域や関連機関との連携により、要援護者の早期発見に努め、処遇の充実を図る。	・母子世帯数（南秋田郡内） 154世帯 ・父子世帯数（南秋田郡内） 27世帯 《R5年8月調査》 ・相談件数延べ 114件 （うち由利 59件） ・家庭訪問件数 105件 （うち由利 23件）
	2 母子父子寡婦資金の貸付 ・償還指導	(1) 母子父子寡婦家庭の自立と生活意欲の助長を図るため、各種資金の活用を促進する。 ・貸し付け審査会の開催：随時 (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の未収金対策の強化を図る。 ・電話や訪問での償還指導の強化（母子・父子自立支援員等による償還困難者の生活費等の収支状況を把握し、無理のない返済方法を指導していく。） ・保証人への対応を強化するとともに、適時未納者対策会議を開催し、償還指導方針を検討する。	・新規貸付（母子 4件） （父子 0件） （寡婦 0件） ・未納者数 129人
女 性 保 護	1 要援護者に対する処遇の充実	地域や関連機関と連携し、要援護者の早期発見に努め、処遇の充実を図る。	・相談件数 92件 （うち由利地域 82件）

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和6年2月末実績】
各種手当・医療給付	1 各種手当支給事務の適正処理	(1) 児童扶養手当 (※対象は南秋田郡) ・児童扶養手当申請受理・認定・交付 ・台帳管理 ・手当支給 ・定期報告 ・現況届 (2) 特別児童扶養手当 (※対象は秋田市、男鹿市、潟上市、南秋田郡、由利本荘市、にかほ市) ・特別児童扶養手当申請受理・認定・交付 ・台帳管理 ・手当支給 ・定期報告 ・所得状況届	・受給資格者 150人 ・受給資格者 1,396人
生 活 保 護	1 要保護者への対応の充実	(1) 要保護者を早期に発見し、懇切丁寧な相談と支援を行う。 ① 民生児童委員協議会、社会福祉協議会、医療機関、法テラス等々の関係機関と連携し、生活に困窮している方を発見したら、情報を速やかに提供していただき、早期に懇切丁寧な生活相談を実施する。 ② 町村と連携し、生活保護制度の周知に努める。 ③ 訪問活動等により生活状況を把握し、被保護者が健康で文化的な生活を維持できるよう必要な支援を行う。	保護状況(R6.2月現在) 被保護世帯 197世帯 被保護人員 238人 保 護 率 11.8% (出典：福祉行政報告例)
	2 生活保護の適正実施	(1) 保護の適正実施 ① 被保護者の収入状況を客観的に把握するため、市町村税務担当課の協力を得て課税調査を実施する。 ② レセプト点検等を実施し、被保護者の適正な受診を指導する。 ③ 扶養義務者に対し照会を実施し、余裕がありそうな場合は被保護者への援助を求める。 (2) 被保護者に対する自立支援 ① 就労可能な被保護者に対しては、ハローワークと連携し、就労開始に向け必要な支援を行う。 ② 一定の評価額以上の不動産を保有して保護を開始した者に対して、要保護世帯向け長期生活支援資金の借入手続きを行うことにより指導して自立を促す。 ③ ひとり親世帯に対しても個別支援プログラムを整備し、職業安定所及び部内の関係職員と連携し、具体的な就労支援を行う。	・課税調査 R5年8月実施 ・生活保護受給者等就労自立促進事業対象者(延べ人数) 生活保護 9人 児童扶養手当 2人 生活困窮者 1人
生活困窮者支援	1 生活困窮者に対する処遇の充実	(1) 地域や関連機関と連携し、生活困窮者の早期発見・自立支援に努める。 ① 生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々にあったプランを作成し必要な支援の提供を行う。 ③ 離職により住宅を失った生活困窮者に対し、家賃相当の給付金(有期)を支給する。	・相談件数 15人 (延べ件数91件)

令和5年度 健康・予防課 事業計画

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和6年2月末実績】
健 康 づ くり ・ 生活習慣病予防	1 地域・職域連携推進事業	地域保健と職域保健の連携により、それぞれの機関が実施している健康教育や健康相談、健康に関する情報等を共有し、在住者や在勤者の違いによらず地域の実情をふまえたより効果的・効率的な保健事業を展開し、住民の健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目的とする。 (1) 秋田周辺地区地域・職域連携推進協議会 (2) 地域課題解決連携事業	(1) 作業部会の開催 ①管内の成人向け生活習慣病予防リーフレットの内容・配布先の検討 月 日: 令和5年7月3日 場 所: 秋田商工会議所 対象者: 秋田商工会議所、管内4商工会 ②事業所訪問による健康教育の実施場所・内容の検討 期 間: 令和5年6月～12月 対 象: 全国健康保険協会秋田支部、秋田県産業保健センター、大晃商事 (2) 事業所を介した、健康づくりに関する普及・啓発 ①生活習慣病予防リーフレットの作成 2500部 ②生活習慣病予防リーフレットの配布 対 象: 管内商工団体の加入事業所、大湯村の事業所 計2234事業所 ③メールマガジンの配信 内 容: 生活習慣病予防リーフレットの紹介 対 象: 秋田商工会議所メルマガ登録会員 1400事業所 ④事業所訪問による健康教育 月 日: 令和5年12月14日 会 場: (株)大晃商事 会議室 対 象: (株)大晃商事の職員 23名〔※健康経営宣言事業所〕 内 容: 生活習慣病に関する健康教育の実施、リーフレットの配布
	2 糖尿病重症化予防対策	地域糖尿病重症化予防対策推進会議の開催 1回 市町村(保険者)が実施する糖尿病重症化予防対策について、地域の医師会等と協議・連携して、評価や新たな対策を検討するための会議を開催する。	(1) 秋田周辺地域糖尿病重症化予防対策推進会議の開催 月 日: 令和5年10月31日 出席者: 有識者5名、関係機関2名、行政10名 (2) 問題解決に向けた取組 内 容: 診療所における糖尿病保健指導に関する環境調査 対 象: 管内診療所21施設 (眼科、整形外科、耳鼻咽喉科を標榜、臨時的な開設を除く) 回収率: 100%
	3 受動喫煙等対策事業	たばこは肺がんを始め多くの疾患の危険因子であることから、県民の健康の維持増進を図るために、喫煙の健康影響についての知識の普及啓発等、たばこ対策を行う。 (1) 受動喫煙対策の実施 啓発用資材の配布による禁煙週間及び受動喫煙防止の呼びかけ (2) 禁煙支援事業の実施 (3) 「喫煙可能(店)」を設置した店舗の届け出 (4) 秋田県受動喫煙防止条例違反施設への立入検査及び指導	(1) 受動喫煙防止啓発用資材の配布 献血巡回時、随時 (2) 実施なし (3) 届出 0件 (4) 指導 2件(学校1件、医療機関1件)

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和6年2月末実績】
栄 養 改 善 事 業	1 地区組織の育成	地域の食生活改善を推進する地区組織の育成・活動支援(秋田周辺地域食生活改善推進協議会…事務局:秋田福祉環境部)活動の支援 (1)理事会 (2)総会・リーダー研修会 (3)全国食生活改善大会(秋田大会)の準備・運営	(1)理事会等 監査:令和5年4月26日 第1回:令和5年4月26日 第2回:令和6年3月4日(予定) (2)総会・リーダー研修会 月 日:令和5年5月16日 会 場:秋田市 にぎわい交流館AU、あきた芸術劇場ミルハス 参加者:63人 内 容:活動報告「災害時の衣食住研修会の伝達講習について」 五城目町食生活改善推進協議会 :講演「視力を維持して健康な生活を送るために」 秋田地域振興局福祉環境部長 :全国大会会場見学、動線確認 (3)全国食生活改善大会の準備・運営 作業部会:①令和5年7月5日(秋田福祉環境部):役割分担 ②令和5年9月1日(秋田地方総合庁舎):名札封入作業 ③令和5年9月5日(あきた芸術劇場ミルハス):会場設営 ④令和5年9月5日(秋田キャッスルホテル):懇親会受付 ⑤令和5年9月6日(あきた芸術劇場ミルハス) :受付、案内、クローク、集合写真
	2 人材育成	(1)栄養改善推進保健所研修会 保健所及び市町村の地域活動に携わる栄養士の資質の向上と円滑な業務の推進を図るため、由利本荘保健所と合同で研修会を開催する。 開催 年1回 対象者 秋田中央保健所、由利本荘保健所管内行政栄養士、在宅栄養士 (2)「地域の人材育成のための食生活改善講座」 地域の実情に応じて、食の地域の案内役を育成することにより、望ましい食習慣の普及定着を図る。 対象:地域や家庭等で、食生活改善の案内役となることが期待できる者(食生活改善推進員を除く) (3)公衆栄養学臨地実習生の指導	(1)栄養改善推進保健所研修会 月 日:令和6年2月27日 * 由利本荘保健所が幹事保健所として合同開催 (2)地域の人材育成のための食生活改善講座 月 日:令和5年10月27日 会 場:大潟村保健センター 対 象:大潟村健康推進員(参加19名) 内 容:診療所医師の講話 みそ汁塩分濃度測定、展示、ミニ講話 (3)公衆栄養学臨地実習生指導 受け入れ学生:4名(仙台白百合大学2名、宮城学院女子大学2名) 受け入れ期間:令和5年9月4日～9月8日

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和6年2月末実績】
栄 養 改 善 事 業	3 特定給食施設指導	健康増進法に基づき、特定かつ多数人に対して継続的に食事を提供する給食施設に対して、適切な栄養管理を行わせる観点から必要な指導および助言を行い、給食の質の向上を図るとともに、喫食者に対する給食を通じた健康づくりを推進する。 (1)個別巡回指導 巡回時期 6月～12月 指導者 栄養指導員・食品衛生監視員 ・特定給食施設従事者研修会 開催 年1回 内容 栄養報告書について 等	(1)個別巡回指導 時期:令和5年11月～12月7日 ①杉山病院 ②藤原記念病院 ③湖東厚生病院 ④男鹿みなと市民病院 (2)集団指導 給食施設関係者研修会の開催 月 日:令和5年12月14日 会 場:秋田福祉環境部大会議室 参加者:26人 内 容:講演「食塩摂取と血圧上昇にメカニズム」 秋田大学大学院医学系研究科 助教 山崎貞一郎 みそ汁塩分濃度測定と結果説明
	4 食の環境整備事業(健康づくり応援店等)	飲食店等での健康に配慮した食事メニューの提供や禁煙・分煙実施店舗拡大のための啓発 登録店の認定 ・新規応援店の認定 随時 ・既登録店の確認指導	既登録店の訪問による内容確認 時 期:令和5年10月～令和6年2月 店舗数:8店 *うち、1店「秋田スタイル健康な食事」認証メニューを申請中 ○秋田スタイル健康な食事 定食タイプ…2メニュー ○スーパー秋田スタイル健康な食事 定食タイプ…1メニュー
	5 食品表示法に係わる栄養成分表示の指導と健康増進法に係わる虚偽誇大広告等の指導	助言・指導: 随時 食品表示合同監視: 年1回 誇大広告の禁止等 栄養成分表示の助言	食品表示合同調査(生活センター、食品衛生班) 月日:令和5年11月8日 場所:管内直売所4ヶ所 *11月21日、1ヶ所に確認のため再調査(健康増進法)
	6 国(県)民健康・栄養調査	(1)国民健康・栄養調査 栄養摂取状況調査 身体状況調査(血液検査、問診、血圧、腹囲、身長、体重) 生活習慣調査 (2)県民健康・栄養調査 食生活指針改訂作業	(1)国民健康・栄養調査 当管内に指定地区の該当なし (2)県民健康・栄養調査 令和4年県民健康・栄養調査実施に伴う食生活指針改訂作業 検討会①:令和5年12月27日 検討会②:令和6年1月5日
	7 食育推進事業	関係者が連携して食育推進運動を進めることにより、県民の健全な食生活の実現を図る。 (1)管内市町村計画の進捗状況確認 (2)食育ボランティア数の確認 (3)国の制度や方向性についての情報交換	(1)管内自治体の食育推進会議の出席…1市(2回) (2)食育ボランティア活動報告とりまとめ(4月) (3)食育地域ネットワーク会議の開催 月日:令和6年2月22日
	8 栄養士・調理師免許関係事務	(1) 栄養士免許関係 (2) 調理師免許関係 (3) 管理栄養士免許関係 (4) 調理師試験関係 (5) 調理師就業届出(隔年)	(1)栄養士免許新規申請 15件、書換 34件、再交付 12件 (2)調理師免許新規申請 27件、書換 10件、再交付 18件 (3)管理栄養士免許新規申請 3件、書換 1件、再交付 1件 (4)調理師試験願書受付 68件 (5)調理師就業届出受付 155件(隔年:R4実績)

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和6年2月末実績】
歯 科 保 健	1 歯科保健対策事業	(1)地域歯科保健課題解決推進事業 地域の実情に応じた歯科口腔保健に関する研修会等を開催し、県民の歯や口腔及び全身の健康の維持増進を図る。	(1) 地域歯科保健課題解決事業 管内の幼稚園・保育園・認定こども園の職員及び市町村歯科保健担当者を対象に、乳幼児期のう蝕予防に関する研修会を開催 ・月 日：令和6年2月21日(水) 13:00～14:30 ・会 場：秋田地域振興局福祉環境部大会議室 ・参加者：13名
母 子 保 健	1 母子保健連絡調整会議	(1)母子保健担当者会議 市町村が母子保健事業を推進するため、管内の健康課題を把握・共有し、地域特性に応じた必要な支援等を行う	(1)管内母子保健担当者会議の開催 1回 ※今年度は由利本荘保健所との合同開催
	2 医療給付・助成等	(1)特定不妊治療費助成事業 令和4年4月1日より特定不妊治療が保険適用となり、自己負担分の一部を県助成する。 ①助成額：9万円(C・F治療は3万円) ②助成回数：1子ごと 初回治療開始時 40歳未満9回 40歳以上43歳未満3回 (2)先進医療等不妊治療費助成事業 先進医療として告示される不妊治療及び先進医療とならない保険適用外の不妊治療費の一部を県助成する(令和5年2月1日施行、令和4年4月1日～適用)。 ①助成額：先進医療 10万円まで 先進医療とならない保険適用外の治療を含む不妊治療 30万円 ②助成回数：それぞれ1年度1回まで(43歳未満) (3)妊娠中毒症等療養援護費支給事務	(1)給付件数 30件 (2)給付件数 1件 (3)支給件数 0件
	3 受胎調節実施指導員申請事務	・受胎調節実地指導員の指定等に関する事務(母体保護法施行令) 指定証・標識交付等の申請受付、進達	・受胎調節実地指導員の指定に関する申請 0件
感 染 症 対 策	1 新型コロナウイルス感染症対策	1. 感染者発生動向の管理 ・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)を活用した感染症発生動向調査 2. 新型コロナウイルス感染症患者への対応 ・感染者発生時の積極的疫学調査(感染症法15条) ・要入院者に対する入院調整、入院勧告(感染症法19条・20条) ・社会福祉施設、医療機関等におけるクラスター対応 他	・新型コロナウイルス感染症発生届受理件数 R5.4.1～R5.5.7 40件 ※R5.5.8～5類感染症移行 【参考：R2.3.6～R5.5.7 9,002件】 ・クラスター発生件数 41件 (高齢者施設 28、医療機関 7、社会福祉施設 4、教育・保育施設 1) 【参考：R4.1～R5.5.7 120件(高齢者施設 23、医療機関 6 他)】 ・感染症診査協議会開催 2回【参考 R4:85、R3:37、R2:3】 ・入院勧告 19条 8件【参考 R4:483、R3:145、R2:8】 20条第1項 6件【参考 R4:425、R3:129、R2:7】 20条第4項 0件【参考 R4:4、R3:9、R2:0】 ・医療費公費負担 37条 8件【参考 R4:483、R3:145、R2:8】 ・診療・検査医療機関 管内14ヶ所(R5.5.7時点) ・外来対応医療機関 管内16ヶ所

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和6年2月末実績】
感 染 症 対 策	2 結核対策	1. 予防思想の普及 結核予防意識の向上及び結核患者に対する適正な医療と患者管理の徹底を図る。 (1)結核予防週間(9月24日～30日)における啓発 (2)健康教育	(1)ポスター掲示 (2)管内特別養護老人ホームにて職員に対する研修実施
		2. 結核患者管理 (1)登録管理 ①届出患者の訪問指導 ②結核回復者の精密検査及び定期病状調査事業による状況把握 (2)服薬支援事業 ①結核治療患者等に服薬支援の実施(訪問指導、来所・電話相談等) ②DOTSカンファレンスへの参加 (3)結核発生动向調査 ・月報(翌月の指定日) ・年報(翌年1月の指定日) (4)定期外健康診断(登録患者・接触者) (5)感染症診査協議会結核部会(毎月第2水曜日) ・就労制限、入院勧告、医療費公費負担申請の医療内容の適否について協議 (保健所長の諮問機関)	(1)令和5年結核登録患者の状況(※年末時点) ・新登録者 7人(ほか 潜在性結核 13人) ・転入 0人 ・死亡 3人 ・転出 0人 ・年末現在登録者 10人(ほか 潜在性結核 15人) (2)服薬支援事業(R6.1月末現在) ①服薬確認(DOTS) 45件(延) (内訳:訪問35件、電話連絡0件、来所10件) ②DOTSカンファレンスの参加 8回 (4)定期外健康診断(R6.1月末現在) 登録患者の精密検査 17件(延) 接触者健康診断 280件(延)(家族14件・その他266件) (5)感染症診査協議会結核部会 13回(R6.2月末現在) (うち緊急部会 3回) 〔就業制限〕18条 6件 〔入院勧告〕19条 4件 20条第1項 4件 承認 4件 20条第4項 11件 承認 11件 〔医療費公費負担〕37条の2(一般) 申請19件 承認19件
		3. 組織育成 結核予防婦人会活動の支援 ・秋田周辺地区結核予防婦人会連合会関係事務(理事会・総会・研修会等)	秋田周辺地区結核予防婦人会連合会活動 ・会員数 1,301名 (秋田市、男鹿市、潟上市、南秋田郡4町村) ・理事会:令和5年7月4日 ・理事・評議員合同会議及び研修会:令和5年9月1日 参加者27人

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和6年2月末実績】
感 染 症 対 策	3 その他感染症対策	(1)感染拡大防止対策 ①感染症発生届による積極的疫学調査、二次感染防止指導 ②社会福祉施設等の集団発生報告による積極的疫学調査、二次感染防止指導(社会福祉施設等) (2)ウイルス性肝炎対策 ①ウイルス性肝炎相談・検査事業 毎月第3月曜日午後・第4月曜日夜間(予約制) ②肝炎治療特別推進事業(肝炎治療費助成費等) ③秋田県肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業(初回精密検査・定期検査費用一部助成等) ④秋田県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業(がん入院治療費の一部助成)(H30.12.1実施) (3)エイズ・性感染症対策 ①エイズ予防知識の啓発普及事業 * 6月1日～6月7日のHIV検査普及週間における啓発 * 12月1日の世界エイズデーに併せたキャンペーン * 健康教育 ②エイズ相談及び性感染症個別相談・検査事業 * 日中 年間12回(第4水曜日10:00～11:00 予約制) * 夜間 年間12回(第4水曜日17:30～18:30 予約制)	(1)【感染症まん延防止活動】 ①感染症発生届出件数 6件 ②集団発生報告 24件 (インフルエンザ 10件、その他の感染症 14件) (2)ウイルス性肝炎対策(R6.1月末現在) ①HBs抗原検査 2件 HCV抗体検査 2件 ②肝炎治療受給者証交付 71件(C型:新規11件 (再掲再治療0件) (B型:新規3件 更新57件) ③初回精密検査費用助成 1件 定期検査助成 2件 ④参加証交付:1件 (新規:1件 更新対象0件) (3)エイズ・性感染症対策 ①世界エイズデー スーパーマーケットにて街頭キャンペーンの実施 管内の大学、事業所2か所へ普及啓発資料を配布 ②エイズ相談及び性感染症個別相談・検査(R6.2月末現在) 相談 15件(検査・電話含む) HIV抗体迅速検査 6件 性感染症検査 5件
	4 感染症発生動向調査	①全数報告 管内全医療機関 ②定点報告 4医療機関 週報(インフルエンザ、小児科) 月報(性感染症)	感染症サーベイランスシステムの更改により、令和4年10月31日からオンラインシステムによる報告の開始 システムアカウント発行累計件数 24件(延べ件数)
難 病 対 策	1 医療費助成事業	(1)特定医療費(指定難病)医療費助成事業 (2)先天性血液凝固因子障害治療研究事業 (3)小児慢性特定疾病医療費助成事業	(1)交付件数: 736件(新規76件、更新639件、転入4件、変更17件) (2)交付件数: 3件(更新3件) (3)交付件数: 新規9件、更新56件 (R6.1月末現在)
	2 難病患者地域支援対策推進事業	保健所を中心とし、地域医療機関、関係機関と連携し、きめ細やかな支援が必要な在宅患者に対する適切な療養支援を行う。 (1)在宅療養支援計画策定・評価事業 要支援難病患者に対して個別の支援計画を策定し、各種サービスの適切な提供に資する。 (2)訪問相談事業 (3)医療相談事業 患者及び家族に対し学習・相談・交流会を開催する。 (4)管内の患者会の育成支援を行う。 (5)在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業 在宅で人工呼吸器を使用する患者に対し、診療報酬で定める回数を超える訪問看護を実施することにより、在宅療養の実態把握と訪問看護の方法等に関する研究を行う。(現在1名の在宅呼吸器患者がいるが、現在一日1回の訪問看護で落ち着いているため該当無し。対象:訪問看護1日3回以上の4回目以上。)	※新型コロナウイルス感染症業務優先のため5類移行も中止の事業あり。 (1)在宅療養支援策定・評価事業 対象 0件 (2)指定難病訪問実人員 0人 (3)難病医療相談会 1回 R5.10.22(日)開催(感染予防のため予約個別相談) 相談員:医師2名、理学療法士1名 参加者:患者4名、家族2名(計6名) 従事者:保健師3名、難病相談支援センター職員(看護師)1名 (4)患者会支援(すみれの会:パーキンソン病) 0回 (5)在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業制度 利用者 0人(H29年度以降0人)

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和6年2月末実績】
骨 髄 パ ン ク	骨髄提供者登録事業	保健所内に骨髄提供者登録窓口を開設し、骨髄提供希望者の確保を図る。 (1)第4水曜日 (2)集団登録事業 街頭献血キャンペーンと同時開催	(2)令和5年10月28日実施 登録人数 4人
原爆被爆者対策	1 健 康 管 理	<健康診断> 被爆者の健康管理の一環として健康診断を実施する。 ・被爆者手帳被交付者 0人 ※管内対象者なし。転入があった場合随時対応する。 ① 実施回数 2回(定期) ② 実施場所 委託医療機関 ③ 実施方法 委託契約条項による(一般検査、精密検査)	被爆者手帳交付者 0人(管内対象者なし)
	2 各種手当の支給	<各種手当の支給> 原子爆弾の障害作用の影響を受け、今なお特別の状態にある被爆者に対し、その状況に応じた各種手当の支給 ・原爆医療費の支給 0人 ※管内対象者なし。転入があった場合随時対応する。	対象者 0人(管内対象者なし)
医 務	1 医務関係許認可等	(1)病院、診療所、助産所、施術所及び歯科技工所の開設許可申請、変更届出等の受理・審査 (2)医療法人の設立・解散認可申請、事業報告書等の受理・審査	(1)件数 49件 (2)件数 56件
	2 病院・診療所立入検査	病院及び診療所が、医療法及び関係法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理・運営を行っているか否かについて、医療法第25条第1項の規定に基づき立入検査を実施する。 (1)病院: 原則毎年1回実施する。 (2)診療所: 有床診療所は概ね3年に1回、無床診療所は必要に応じて実施する。 【重点指導事項】 ①安全管理のための体制の確保等、②院内感染防止対策、③医薬品の安全管理体制、④医療機器に係る安全使用のための体制、⑤医療従事者の充足状況、⑥サイバーセキュリティ対策	実施施設数 5施設 (1)病院 ・湖東厚生病院 ・杉山病院 ・藤原記念病院 ・男鹿みなと市民病院 (2)有床診療所 ・わしや歯科医院
	3 医療従事者免許申請	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士の免許申請、籍訂正申請等の受理等	件数 15件
	4 地域医療構想策定	医療機能ごとの医療需要に対する医療提供体制の検討や、必要病床数を踏まえた2025年の医療提供体制を実現するための施策の検討を行うために、調整会議を開催する。 <委員の構成> 病院長、医師会、有床診療所、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療保険者、介護関係者、市町村 45名	地域医療構想調整会議(秋田周辺区域) ・第1回 日時 令和5年6月5日 17:00-18:00 出席委員37名 議題 二次医療圏の見直しについて ・第2回 日時 令和5年9月5日 18:00-20:00 出席委員37名 議題 地域医療構想の推進について ・専門部会(由利本荘・にかほ地域と合同会議。参集範囲は医師のみ) 日時 令和5年12月8日 出席委員29名(うち秋田周辺地域21名) 議題 各圏域における現状と課題について ・合同会議(由利本荘・にかほ地域と合同会議) 日時 令和6年1月29日 出席委員49名(うち秋田周辺地域35名) 議題 今後の地域医療構想について

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和6年2月末実績】
薬 務	1 医薬品等の適正使用推進事業	(1)「薬とくらしの教室」の開催 地域住民に対し、薬のもつ特質及びその使い方、保管等について正しい知識を普及する。【講師：一般社団法人秋田県薬剤師会中央支部より派遣】 (2)「薬とくらしの健康展」の開催 薬と健康の週間(10月17日～10月23日)に合わせて、薬剤師会や協会けんぽ等と協同し、薬や健康に関する様々なコーナーや展示を行う。	(1)申込件数 3件 (2)日時： 令和5年10月22日(日) 10:00～16:00 会場： 秋田駅東西連絡自由通路ぼぼろーど 内容： ・薬剤師会によるお薬相談コーナー ・協会けんぽによる血圧(心電図)測定 ・医薬品配置協会による置き薬の薬箱の展示
	2 医薬品医療機器等法に基づく許認可等	(1)薬局、医薬品販売業、医療機器販売業等の許可申請及び変更届出等の受理・審査 (2)登録販売者試験の受験願書の受理・審査 [試験日 令和5年8月30日] (3)薬事監視	(1)件数 410件 (2)受付件数 152件 (3)実施件数 39施設(累積)
	3 毒物及び劇物取締法に基づく登録等	(1)販売業、業務上取扱者、特定毒物研究者の登録申請及び届出の受理・審査 (2)毒物劇物取扱者試験の受験願書の受付 [試験日 令和5年9月6日] (3)毒物劇物監視	(1)件数 16件 (2)受付件数 33件 (3)実施件数 8施設
	4 麻薬・大麻・覚醒剤関係法令の免許、指定等	(1)麻薬、向精神薬、大麻、覚醒剤(原料)に係る申請・届出の受理・審査 (2)麻薬等取扱施設設立入検査	(1)件数 2,580件 (2)実施件数 304施設(累積)
	5 薬物乱用防止啓発事業	麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等乱用薬物の有害性の啓発及び薬物乱用撲滅思想の普及 (1)「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (6月20日～7月19日) (2)不正大麻・けし撲滅運動 (6月1日～7月31日) (3)麻薬・覚醒剤乱用防止運動 (10月1日～11月30日)	(1)6・26ヤング街頭キャンペーン R5.6.26 秋田駅東西連絡通路ぼぼろーど 27名参加 啓発用ポケットティッシュ、リーフレット各1,000個を配布、一声運動 (2)不正大麻・けし撲滅運動 協力団体8事業所あて啓発資材(ポスター、パンフレット)を配布 (3)麻薬・覚醒剤乱用防止運動 管内大学、薬物乱用防止講習会実施団体へ啓発資材(パンフレット、ポケットティッシュ)を配布
	6 献血推進事業	男鹿市・潟上市南秋田郡における効果的な献血体制の推進と実施、広報・普及啓発、学校教育等との連携 (1)市町村及び赤十字血液センターと協同し、配車計画を作成 (2)前年度に献血回数が50回に達した者に、保健所長感謝状を贈呈 (3)学校、事業所に赤十字血液センターが開催する献血セミナーについて周知 (4)ボランティアの協力を得て街頭献血を実施 (5)若年層が集まる場である成人式で啓発資材を配布 (6)市町村担当者会議の開催(4月) (7)献血推進部会の開催(2～3月)	(1)献血協力者数(令和5年4月～令和6年2月) ・400mL献血： 目標 956人、実績 972人、達成率 101.7% ・200mL献血： 目標なし、実績 9人 ・献血バス配車台数 23台 (2)令和4年度中の献血50回達成者 8名(保健所長感謝状贈呈) (3)献血セミナー開催件数 0件(学校0件、企業0件) (4)ボランティアとの協力 3会場(ライオンズクラブ 3会場、学生0会場) (5)成人式で新成人に対するリーフレット配布 5市町村 (6)市町村担当者会議の開催 日時 令和5年4月17日 15:00～16:00 議題 令和4年度実績及び令和5年度計画について (7)献血推進部会の開催 日時 令和6年2月15日 16:00～17:00 議題 令和5年度実績及び令和6年度計画について

令和５年度 環境指導課 事業計画

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和6年2月末実績】													
【環境・公害】 水道及び特定建築物 の衛生管理	1. 安全な飲料水確保のための 監視指導	(1) 水道施設の維持管理指導（簡易専用水道は、定期検査の受検指導） 【水道施設数】 <table><tr><td>上水道</td><td>簡易水道</td><td>専用水道</td><td>小規模水道</td><td>簡易専用水道</td></tr><tr><td>6</td><td>2(1)</td><td>4</td><td>1(1)</td><td>9</td></tr></table> ※1 ()内は、非公営施設数(内数) ※2 令和3年度秋田県水道施設現況調査 (2) 飲用井戸等衛生対策の推進 ・ 自家用飲用井戸、小規模受水槽水道等の衛生管理・水質検査の指導	上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	簡易専用水道	6	2(1)	4	1(1)	9	監視指導件数 1			
	上水道	簡易水道	専用水道	小規模水道	簡易専用水道											
6	2(1)	4	1(1)	9												
2. 特定建築物の監視指導	(1) 特定建築物の監視指導 【特定建築物数】 <table><tr><td>興行場</td><td>百貨店</td><td>店舗</td><td>事務所</td><td>旅館</td><td>学校</td><td>集会所</td></tr><tr><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr></table> (2) ビル管理登録業者の監視指導： 1 1 3 業者（秋田市内の事業者を含む）	興行場	百貨店	店舗	事務所	旅館	学校	集会所	0	1	2	1	1	1	0	監視指導件数 1 登録業者監視件数 3 1
興行場	百貨店	店舗	事務所	旅館	学校	集会所										
0	1	2	1	1	1	0										
廃棄物の適正処理	1. 廃棄物処理施設等の監視指導	(1) 廃棄物処理施設等 ・ 施設の適正管理の指導 ・ 最終処分場放流水等の行政検査 【対象施設数】 <table><tr><td colspan="2">一般廃棄物</td><td colspan="2">産業廃棄物</td></tr><tr><td>ごみ処理施設等</td><td>最終処分場</td><td>中間処理施設等</td><td>最終処分場</td></tr><tr><td>5</td><td>9</td><td>2 6</td><td>4</td></tr></table> (2) 医療廃棄物排出事業所 ・ 感染性廃棄物の適正処理指導：（計画）4 病院 (3) 特定有害産業廃棄物排出事業所 ・ 廃棄物の適正処理指導：（計画）6 事業所 (4) PCB廃棄物保管事業所 ・ PCB廃棄物の適正処理指導指導：（計画）6 事業所	一般廃棄物		産業廃棄物		ごみ処理施設等	最終処分場	中間処理施設等	最終処分場	5	9	2 6	4	監視指導件数 3 0 行政検査件数 6 監視指導件数 5 監視指導件数 6 監視指導件数 1 2	
一般廃棄物		産業廃棄物														
ごみ処理施設等	最終処分場	中間処理施設等	最終処分場													
5	9	2 6	4													

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和6年2月末実績】																																				
廃棄物の適正処理	2. 浄化槽の適正管理指導	(1) 管理が不適正な浄化槽に対する指導：(管内対象設置基数) 514基 ※ 権限移譲済市町(男鹿市・潟上市・五城目町)分設置基数：2701基 (2) 浄化槽保守点検登録業者の監視指導：16業者(秋田市内の事業者を含む)	文書指導件数 6 登録業者監視件数 4																																				
	3. 不法投棄防止対策	(1) 環境監視員による監視：(計画) 135日 (2) 市町村との情報交換 (3) めざせクリーン秋田大作戦事業 ・撤去及び防止事業の実施(男鹿市及び潟上市)	監視日数 127 会議 書面開催 7月14日からの大雨 対応のため中止																																				
温泉の適正利用	1. 温泉の適正利用に係る指導	【指導対象温泉数】 <table><tr><td>温泉源泉数</td><td colspan="2">利 用 施 設</td></tr><tr><td></td><td>浴 用</td><td>飲 用</td></tr><tr><td>33</td><td>27</td><td>2</td></tr></table>	温泉源泉数	利 用 施 設			浴 用	飲 用	33	27	2	監視指導件数 9																											
温泉源泉数	利 用 施 設																																						
	浴 用	飲 用																																					
33	27	2																																					
環境保全の推進	1. 工場・事業場に対する立入検査及び監視指導	(1) 排出基準及び排水基準適用工場に対する立入検査及び指導(行政検査及び現地確認) ① 大気関係計画(施設数) <table><tr><td colspan="2">ばい煙発生施設</td><td>指定ばい煙発生施設</td><td>粉じん発生施設</td></tr><tr><td>行政検査</td><td>現地確認</td><td>現地確認</td><td>現地確認</td></tr><tr><td>1</td><td>36</td><td>24</td><td>25</td></tr></table> ② 水質関係計画(延べ事業場数) <table><tr><td colspan="5">特定施設(湖沼法対象施設を含む)</td><td>指定汚水排出施設</td></tr><tr><td colspan="5">行 政 検 査</td><td></td></tr><tr><td>重点工場等</td><td>有害物質関連</td><td>その他法対象</td><td>協定工場</td><td>現地確認</td><td>現地確認</td></tr><tr><td>15</td><td>2</td><td>7</td><td>5</td><td>25</td><td>2</td></tr></table> (2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査及び監視指導：10施設 ・特定施設(廃棄物焼却炉等)への立入検査及び現地確認 ・自主検査及び結果の報告について指導 (3) 大気汚染防止法に基づくアスベスト除去工事の確認	ばい煙発生施設		指定ばい煙発生施設	粉じん発生施設	行政検査	現地確認	現地確認	現地確認	1	36	24	25	特定施設(湖沼法対象施設を含む)					指定汚水排出施設	行 政 検 査						重点工場等	有害物質関連	その他法対象	協定工場	現地確認	現地確認	15	2	7	5	25	2	行政検査件数 0 現地確認件数 0 ばい煙発生施設 39 指定ばい煙発生施設 0 (R5年度より届出対象外) 粉じん発生施設 26 行政検査件数 27 現地確認件数 2 特定施設 32 指定汚水排出施設 5 指示件数 4 立入検査件数 9 特定施設 立入検査件数 6
ばい煙発生施設		指定ばい煙発生施設	粉じん発生施設																																				
行政検査	現地確認	現地確認	現地確認																																				
1	36	24	25																																				
特定施設(湖沼法対象施設を含む)					指定汚水排出施設																																		
行 政 検 査																																							
重点工場等	有害物質関連	その他法対象	協定工場	現地確認	現地確認																																		
15	2	7	5	25	2																																		

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和6年2月末実績】																
環境保全の推進	2. 八郎湖の水質保全	(1) 事業場排水基準検査：(計画) 延べ13事業場 (2) 八郎湖クリーンアップ作戦、リーフレット等による啓発 ・ 八郎湖クリーンアップ作戦（男鹿市船越） ・ 水田濁水流出防止監視指導	行政検査件数 12 実施日 4/16 監視日数 4																
	3. ゴルフ場農業に係る指導	ゴルフ場農業水質等自主検査の指導：8ゴルフ場（秋田市内分を含む）	確認件数 8																
	4. 環境に配慮した活動の促進	小学校高学年を対象とした環境学習会の開催 R5. 7～R6. 1月（3校）	3校実施																
【食品衛生】 食品等の安全確保	1. 食品衛生監視指導の強化	1. 重点監視対象施設 <table border="1"><thead><tr><th>施 設</th><th>対 象 数</th></tr></thead><tbody><tr><td>高度な処理技術を要する食品等の製造施設</td><td>7</td></tr><tr><td>広域に流通する食品等の製造又は加工施設</td><td>92</td></tr><tr><td>一度に大量の食品を調製する施設</td><td>5</td></tr><tr><td>食品等の流通拠点となる施設</td><td>6</td></tr><tr><td>大規模食品販売施設</td><td>29</td></tr><tr><td>上記以外の大規模食品取扱施設</td><td>0</td></tr><tr><td>計</td><td>139</td></tr></tbody></table> 2. 重点指導事項 ・ 食品営業施設の許可及び監視指導 ・ 食品衛生法に基づく食品表示の確認 ・ 食品の収去検査 ・ 食品事業者等への食品衛生に関する啓発 ・ 食中毒の未然防止及び発生時の拡大防止 ・ 違反食品の排除	施 設	対 象 数	高度な処理技術を要する食品等の製造施設	7	広域に流通する食品等の製造又は加工施設	92	一度に大量の食品を調製する施設	5	食品等の流通拠点となる施設	6	大規模食品販売施設	29	上記以外の大規模食品取扱施設	0	計	139	監視指導数：174件
施 設	対 象 数																		
高度な処理技術を要する食品等の製造施設	7																		
広域に流通する食品等の製造又は加工施設	92																		
一度に大量の食品を調製する施設	5																		
食品等の流通拠点となる施設	6																		
大規模食品販売施設	29																		
上記以外の大規模食品取扱施設	0																		
計	139																		

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和6年2月末実績】
食品等の安全確保	1. 食品衛生監視指導の強化	3. 特別監視期間 ・ 春季行楽時の食品衛生強調期間 4月16日 ～ 4月26日 ・ 食品安全安心月間 6月 1日 ～ 6月30日 ・ 夏季食品一斉取締月間 7月 3日 ～ 7月31日 ・ 食品衛生月間 8月 1日 ～ 8月31日 ・ 食品、添加物等の年末一斉取締月間 12月 1日 ～ 12月27日	（監視指導総合） 監視件数： 762件 説諭件数： 4件 指示書発行件数： 2件 現場検査件数： 7, 891件 違反件数： 23件
	2. 食品等の行政検査	1. 収去検査 細菌学検査 34件 理化学検査 14件 残留農薬等検査 9件	細菌学検査：28検体 不適：1 不良：0 理化学検査：14検体 不適： 0検体 残留農薬等検査： 9検体 不適： 0検体
	3. 食品衛生思想の普及啓発	1. 消費者等 （1）消費者団体等に対し食品衛生講習会への講師派遣 （2）食品安全地域懇談会の開催 秋田中央地区で開催予定 （3）情報の提供 ・ 市町村広報等へ掲載依頼 ・ 食品関係営業のチラシへの掲載依頼 ・ ホームページに掲載 ・ 報道機関へ情報提供 2. 営業者及び従事者 （1）食品業界に対して食品衛生講習会の開催及び講師派遣 （2）保健所長表彰 ・ 食品衛生功労者 ・ 食品衛生優良施設 （3）情報の提供 ・ 食品衛生協会 ・ 秋田県食品衛生推進員	食品安全地域懇談会（手洗い体験、手洗い教室） R5/8/1 開催（潟上市）20名 R5/8/30 開催（潟上市）80名 R5/11/25開催（潟上市）53名 食品衛生功労者 ： 1人 食品衛生優良施設： 2施設

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和6年2月末実績】																									
食品等の安全確保	4. 食品衛生自主管理の推進	1. 食品衛生協会に対する県委託事業及び要請事業の推進 (1) 食品衛生推進員の活動 ・食品衛生推進員 23人 ・活動目標 (巡回延べ人数：69人 指導施設延べ件数：820施設) (2) 食品衛生責任者の養成及び研修会 ・養成目標人員 103人 ・研修目標人員 85人 (3) 食品等の自主的衛生検査 ・目標件数 292件 (4) 腸内細菌検査 ・目標件数 3,000件 (5) 食中毒警報の発令 2. 衛生管理（HACCPに沿った管理手法の導入）に関する指導・支援	巡回延べ人数： 29人 指導施設延べ件数： 178件 養成者数： 150人 研修者数： 53人 実施件数： 160件 実施件数： 3,464件 警報発令回数： 1回 13施設																									
生活衛生関係営業の安全確保	1. 生活衛生関係営業施設の監視指導の強化	(1) 営業施設の監視指導 ・監視指導対象施設：旅館、公衆浴場、理・美容等 感染症防止対策等に係る衛生管理指導 (2) 行政検査の実施 ・公衆浴場の水質検査（レジオネラ属菌を含む） 3施設 【生活衛生関係営業施設数】 (R6.2.29現在) <table><tr><td></td><td>旅館</td><td>興行場</td><td>公衆浴場</td><td>理容所</td><td>美容所</td><td>クリーニング所</td><td>計</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>クリーニング所</td><td>取次所</td></tr><tr><td>管内</td><td>14</td><td>0</td><td>8</td><td>45</td><td>70</td><td>1</td><td>12</td><td>150</td></tr></table> 管内（男鹿市、潟上市を除く）		旅館	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	計							クリーニング所	取次所	管内	14	0	8	45	70	1	12	150	監視指導施設数：34施設 検査実施数： 3施設 ※男鹿市、潟上市は権限移譲済み。
	旅館	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	計																					
						クリーニング所	取次所																					
管内	14	0	8	45	70	1	12	150																				

事 項 名	事 業 名	内 容	備考【令和6年2月末実績】
生活衛生関係営業の 安全確保	2. 生活衛生営業の自主管理の推 進	(1) 自主検査の実施指導 レジオネラ症防止対策に係る自主検査実施指導 (2) (財) 秋田県生活衛生営業指導センターとの連携 (3) 生活衛生関係営業秋田地方連絡協議会に対する指導 (4) 保健所長表彰	生活衛生功労者 〇 生活衛生優良施設 〇 (R5年度 未実施)
死亡獣畜の衛生確保	1. 化製場等に対する監視指導	死亡獣畜取扱場・化製場等 ・ 衛生管理の徹底指導 ・ 1 市町村、1 施設以上を通年使用できるように設置推進指導	監視 〇 施設